

在チリ日本国大使館 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員の募集

在チリ日本国大使館は、当館が実施する草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）の業務に関し、以下のとおり外部委嘱員1名の募集を行います。

1. 委嘱業務の内容

(1) 草の根・人間の安全保障無償資金協力とは

ODA（政府開発援助）のスキームの一つであり、非営利団体（地方公共団体、NGO など）が実施する、草の根レベルの住民に直接裨益するプロジェクトに対し資金供与を行うものです。詳細は以下をご参照ください。

【参考①】草の根・人間の安全保障無償資金協力（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/index.html

【参考②】在チリ日本国大使館ウェブサイト・草の根無償紹介ページ（スペイン語）

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itpr_es/cooperacion-apc.html

(2) 外務委嘱員の位置付け

外部委嘱員は、大使館職員ではありませんが、在チリ日本国大使館との委嘱契約に基づき、草の根無償の案件形成・実施・監理に携わる重要な業務を行います。

大使館の所在地（サンティアゴ市）に居住しながら、以下のような業務を行っていただくことを想定しています。

1) 案件形成に係る評価及び事前調査

各団体から申請があった案件について、書類を確認し実現可能性等について評価を行う。また、対象地域の現状、課題、実施上の問題点、各団体の案件実施能力等の把握に必要な事前調査を行い、必要な資料の作成を行う。

2) 実施状況モニタリング、フォローアップ

実施中・実施済の案件について、適正な案件監理のため、実施団体と連絡・協議を行い、実施状況のモニタリング及びフォローアップを行う。

3) 贈与契約の署名式、引渡式のアレンジ

贈与契約の署名式及びプロジェクト終了後の引渡式の調整、出席、取りまとめを行う。

4) 各種報告書の作成等

出張報告書、月例報告書等を作成する。

2. 業務予定期間

2024年8月1日～2025年3月31日（委嘱員と大使館の合意により、本業務期間終了後も継続契約を行う可能性があります（最長で計3年）。）

3. 募集人数

1名

4. 必要な語学力

日本語（日本語での書類作成に支障がないレベル）、
西語（業務及び日常生活を行うために必要なレベル）

5. 類似業務経験年数

経験不問

6. 青年海外協力隊経験

経験不問

7. 謝金

外部委嘱業務に対する謝金は、一定の基準に基づき、ドル通貨により在チリ日本国大使館が支払います。

8. 募集期限

2024年6月14日（金）

9. 応募資格

チリで就労可能な在留資格を有している方

10. 応募方法

(1) 書類選考

- 1) 履歴書（書式自由、写真画像添付、語学資格取得者はその旨明記）
- 2) 志望理由書（書式自由、A4用紙1枚程度、簡単な応募動機及び専門・関心分野を含む）

上記の書類（いずれも日本語で作成）を以下14のメールアドレスに6月14日（金）必着で送付ください。

なお、ご提出いただいた個人情報については、選考の目的のみに利用し、応募の秘密は厳守します。

(2) 面接

書類選考通過者には、必要に応じ面接を実施し、最終候補者を決定します。

(3) 業務開始時期

2024年8月1日を予定

11. 応募時の注意事項

- (1) メール送信時に、件名に「草の根外部委嘱員への応募」と明記してください。
- (2) 提出書類は、Word、Excel、PDF、JPEG/TIF（スキャナ取り込み画像）形式のいずれかで送付ください。ただし、画像データは鮮明で判読可能なものに限ります。
- (3) 履歴書には、連絡先メールアドレス、電話面接実施可能な電話番号の明記をお願いします（面接の日時については別途相談）。

12. 担当者

経済班 上岡（うえおか）

13. 電話番号

2-2339-2200

14. E-mail アドレス

takayuki.ueoka@mofa.go.jp

ご不明な点等は、メールにてご照会ください。